

関西圏大学生発イメージ発信強化事業
嶺南地域プロモーションビデオ制作業務委託仕様書

1 目的

関西の大学生等が福井県嶺南地域のプロモーションビデオを制作し、主に関西の若者に対する嶺南地域のPRと観光誘客促進を図る。

※福井県嶺南地域とは、福井県敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町の2市4町の地域

2 委託業務内容

(1) YouTube配信用の福井県嶺南地域プロモーションビデオ制作

取材・撮影、編集等動画制作に必要な業務の一切を行い、YouTube配信用の福井県嶺南地域プロモーションビデオを制作すること。

ア 制作動画の要件

- ①原則として、福井県嶺南地域での取材・撮影を実施し、制作動画に取り入れること
- ②3分以上の動画を1本以上制作すること
あわせて、そのダイジェストとなる15秒および30秒の動画を制作すること
- ③公募の際に提出した企画提案書に沿って制作すること
- ④令和3年9月30日（木）までに動画を完成すること

イ 制作動画の留意点

- ①公序良俗に反するような内容にしないこと。
- ②嶺南地域のイメージを貶めるような内容にしないこと
- ③特定の企業、政治団体、宗教団体の宣伝または勧誘を意図するような内容にしないこと
- ④視聴者の誤解を招く内容にしないこと
- ⑤動画に使用する写真、映像、音楽等は受託者のオリジナルまたは著作権等の一切の権利関係を受託者の責任で処理すること
なお、著作権等の権利処理が必要な場合は契約金額の範囲内で受託者の責任において行うこと
- ⑥構成上不足する映像について、受託者が必要に応じて既存のものを活用しようとする場合は、福井県嶺南振興局と事前に協議を行うこと

(2) 制作動画を多くの人に視聴してもらうためのプロモーション活動

(1)により制作した動画をYouTube上で配信し、多くの人に視聴してもらうため、SNSや口コミ等受託者の持つネットワークを最大限に活用したプロモーション活動を行うこと。

ア プロモーション活動の要件

- ①福井県嶺南振興局が指定する日時に(1)により制作した動画をYouTubeにアップロードすること
- ②動画のYouTubeへのアップロードは、受託者が運用するアカウントを用いること
- ③企画提案書の公募の際に提示した提案内容に沿ったプロモーション活動を行うこと
- ④その他、福井県嶺南振興局が行う「関西圏大学生発イメージ発信強化事業」に関連するプロモーション活動等に連携・協力すること

イ プロモーション活動の留意点

- ①公序良俗に反する行為を行わないこと
- ②YouTubeの利用規約に反する行為を行わないこと

3 成果物の提出

委託業務が終了したときは、委託期間終了日までに成果物として以下のものを福井県嶺南振興局に提出すること。

- (1) 本業務で制作した動画データなど 一式
- (2) 委託業務にかかる実績報告書
(動画制作およびプロモーション活動の業務報告) 一式

4 その他

- (1) 許可・資料等の手配にかかる費用等、本業務に関連する費用の一切は受託者が負担すること。
- (2) 福井県嶺南振興局との協議、連絡等に対して迅速に対応できる体制を整えること。
なお、業務の進捗状況など福井県嶺南振興局から報告を求められたことは、欠かさず対応すること。
- (3) 福井県嶺南振興局と協議した内容にもとづき、業務を行うとともに、変更があるときは、必ず事前に福井県嶺南振興局と再協議を行うこと。
- (4) 委託業務期間中はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等を第三者に漏らすことのないよう、厳重に取り扱うこと。
- (5) 成果物において、重大な誤りがあった場合は、受託者の責任において、回収、修正、再編集、制作等の必要な処置を講ずること。
- (6) 納品された動画データなどの著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）は福井県に帰属する。なお、当該動画データなどについては、福井県が主催・実施等する企画において活用することがある。
- (7) この仕様書について疑義が生じたとき、または定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、福井県嶺南振興局と協議すること。